

穴水町過疎地域持続的発展計画の概要

1. 過疎地域持続的発展計画とは

穴水町過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき、人口減少が著しい過疎地域の持続的発展を図るための各種事業など必要な事項について定めたものであり、各種事業の財源として、地方債（過疎対策事業債）の発行など、財政上の特別措置を活用するために必要となる計画です。

計画に記載される内容は、本町の持続的発展に関する基本的方針及び目標、並びに移住・定住、産業振興、情報化、生活環境等の法で定められた区分ごとに現状と課題、その対策、実施する事業計画で構成されています。

2. 過疎地域とは

過疎地域とは、人口及び財政力が法で定める要件を満たす区域であり、穴水町は全域が過疎地域となっています。

人口要件

要件：昭和50年から平成27年までの40年間の人口減少率が0.28以上であること

穴水町：昭和50年 14,044人、平成27年 8,786人 人口減少率 0.37

財政力要件

要件：平成29年度から令和元年度までの3か年平均の財政力指数が0.51以下であること

穴水町：平成29年度 0.26、平成30年度 0.26、令和元年度 0.26 3か年平均 0.26

3. 過疎地域に対する国の支援策

過疎計画に基づいて行う事業については、次のような支援を受けることができます。

- (1) 小中学校統合に係る施設整備、こども園設備整備、消防設備整備に関する国庫補助率かさ上げ
- (2) 過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%）による支援（ハード事業・ソフト事業）
- (3) 製造業、情報サービス業、農林水産物販売業等において、設備の取得等に対する所得税・法人税の減価償却の特例
- (4) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う地方交付税による減収補填措置

4. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

5 . 計画書の記載内容

法により規定された次の事項について、石川県が策定した過疎地域持続的発展方針（令和3年7月策定）に基づき記載。

- (1) 基本的な事項（本町の概況と持続的発展の方針）
- (2) 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
- (3) 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- (4) 地域における情報化に関する事項
- (5) 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
- (6) 生活環境の整備に関する事項
- (7) 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- (8) 医療の確保に関する事項
- (9) 教育の振興に関する事項
- (10) 集落の整備に関する事項
- (11) 地域文化の振興等に関する事項
- (12) 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

各事項の概要は次のとおり。

事項	記載内容
1 基本的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 ・人口の推移、財政状況、主要公共施設の整備状況 ・本町の持続的発展の基本方針及び目標 など
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	<p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川県及び関係機関との連携による情報発信の強化を図るほか、暮らしや仕事の体験機会提供、住宅団地整備、空き家や空き地の流通など移住者の受入環境整備に取り組む。 ・地域間交流については、陸・空の充実した広域交流基盤による交通の利便性を最大限にいかした交流人口の拡大を図るとともに、高等教育機関との域学連携を通じた交流拡大や得られた成果を今後のまちづくりに取込み、地域の活性化につなげる。 ・本町の産業を支える担い手の確保に向け、地域おこし協力隊や外国人を含めた多様な外部人材の積極的な活用や第一次産業を中心とした就労支援に取り組む。 <p>【主な事業（R3～R7）】</p> <p>移住・定住者用住宅団地整備事業、移住体験住宅整備事業、移住・定住用住宅取得促進事業、シングルペアレント支援事業、地域おこし協力隊推進事業、地域間交流事業 など</p>

<p>3 産業の振興</p>	<p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業従事者の所得の向上や安定化に向けて、生産基盤の整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、産物のブランド化や販路拡大に取り組む。また、新たな担い手となる企業や法人などを町外から積極的に呼び込むとともに、移住者の受入などにより、多様な担い手の確保を目指す。 ・本町の新たな活力を創出する企業の誘致活動に取り組むほか、空き店舗の活用促進や新規創業に関する支援を充実し、新たな雇用機会の創出により地域経済の活性化を図る。 ・豊かな自然環境や各地区の伝統行事などをホームページやSNSの活用により、情報発信するとともに、「食」をいかしたイベントの開催を通じた観光誘客に取り組む。また、各地区や関係機関と連携し、年間を通じた誘客が可能となるような新たな観光素材の掘り起しと観光地の整備に取り組む。 <p>【主な事業（R3～R7）】</p> <p>農業基盤整備事業（県施工・町施工）、松くい虫被害対策事業、稚魚・稚貝放流事業、漁港海岸長寿命化修繕事業、新規農林漁業就業者支援事業、創業者支援事業、能登長寿大仏振興事業、穴水町観光物産協会支援事業 など</p>
<p>4 地域における情報化</p>	<p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔教育やオンライン診療等を含むデジタル技術の利活用により、全ての町民が恩恵を受けることができるよう民間事業者と連携し、町内全域において超高速通信を可能にする光ファイバ網の整備を推進する。 ・整備した情報通信基盤を活用し、産業、交通、医療、教育等の多様な分野において情報化を推進し、町民の生活の利便性向上を図るとともに、本町の課題解決と活性化の実現を目指す。 <p>【主な事業（R3～R7）】</p> <p>高度無線環境整備推進事業 など</p>
<p>5 交通施設の整備、交通手段の確保</p>	<p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道の計画的な整備を行い、地域住民の生活環境の向上や産業の発展を図るほか、歩行者の安全にも配慮した整備を進める。 ・除排雪体制の確保・維持を図るとともに、消雪施設の新設、維持補修又は更新を行う。また、道路構造物は、定期的に点検を実施していくほか、長寿命化計画に基づき維持補修又は更新により長寿命化を図る。 ・交通事業者の運行に対して支援を行うとともに、利用者増加につながる取組を支援する。また、存続が困難な路線については、地域の実情に応じ持続可能な交通手段の確保・維持に取り組む。 <p>【主な事業（R3～R7）】</p> <p>国道 249 号、主要地方道及び一般県道改良事業、町道改良事業、橋梁長寿命化修</p>

	繕工事、消雪工事、生活バス路線維持対策費補助事業、のと鉄道安全運行維持対策費補助事業 など
6 生活環境の整備	<p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設は、施設の老朽化対策と耐震化を進める。また、上水道施設については、今後、人口の減少に伴い水需要の減少が見込まれるため、施設の統廃合又は規模縮小を行い経営の効率化を図る。 ・環境への負荷が少ない循環型社会の形成に向けて、ごみの発生抑制、減量化及び再利用に対する町民の意識向上に取り組み、ごみの減量化と資源化を図る。 ・消防団員確保に向け、装備品の拡充及び近代化を図るとともに、消防団員の活動環境を整備し、処遇改善に努めるなど、人員の確保・維持に取り組む。また、火災発生時に確実な消火活動を行うため、耐震性貯水槽等の整備により消防水利を確保する。 <p>【主な事業（R3～R7）】</p> <p>宇留地浄水場更新事業、浄化センター改築更新事業、可燃ごみ処理施設整備事業、マテリアルリサイクル推進施設整備事業、耐震性貯水槽整備事業 など</p>
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策として仕事と子育ての両立を図るため、多様な子育て支援サービスの提供により良好な子育て環境の整備を進める。 ・高齢者が健康で生き生きした生活を送ることができるよう支援し、生涯を通じた健康管理、健康増進に取り組み、生活習慣病の予防・早期発見、リハビリテーションの充実に努める。 ・子どもたちが健やかに成長し、生涯にわたり健康に過ごすことができるまちづくりを推進するため、子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した情報提供や助言・指導等の支援を行う。 <p>【主な事業（R3～R7）】</p> <p>認定子ども園施設整備事業、子育て世代包括支援センター運営事業、子ども医療費給付事業、社会福祉協議会運営補助事業、老人クラブ活動助成事業、外出支援サービス事業、がん検診事業 など</p>
8 医療の確保	<p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の多岐・多様化に対応するため、医学・医療だけでなく、福祉、保健の連携を一層深め、包括的な医療（トータルヘルスケア）を目指す。 ・医療サービスの安定的な提供を維持するために、医師及び看護師の確保や医療従事者の研修等による医療の質の向上により経営基盤の安定化に努める。 <p>【主な事業（R3～R7）】</p> <p>医療機器整備事業、医療施設整備事業 など</p>

<p>9 教育の振興</p>	<p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種支援員の配置による学習環境の強化や教職員の多忙化解消に取り組むとともに、ICT環境の整備や教職員への研修の充実を図る。 ・学校の適正規模、適正配置を推進し、学習活動の活性化や複式学級の解消が図られるよう、将来を見据えた学校施設整備に取り組む。 ・健康長寿のまちづくりのため、誰もがそれぞれの事情に応じて継続してスポーツに親しみ、他人との交流ができる環境を創出・提供する。 ・スポーツツーリズム推進のため、本町の魅力を発信し、スポーツに関するイベント、大会又は合宿の誘致に向け、受入体制構築と環境整備に取り組む。 <p>【主な事業（R3～R7）】</p> <p>学校設備整備事業、学校通学費補助事業、学校施設整備基本計画策定事業、公民館・集会所改修事業、体育施設改修事業、各種教育支援員配置事業、町営フィットネスジム管理運営事業、スポーツツーリズム推進事業 など</p>
<p>10 集落の整備</p>	<p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の日常生活に必要な公共サービスの水準を維持することにより人口の流出を防止し、集落の維持を図る。 ・利用可能な空き家及び空き地を活用した移住者の受入環境を整備するなど移住・定住の促進を図るとともに、集落支援員や地域おこし協力隊などの外部人材の積極的な活用により、集落の維持と活性化を図る。 ・管理不全な状態で放置されている空き家及び空き地については、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう所有者に対して適正な管理を促すとともに、保安上危険となるおそれのある空き家の除却を支援する。 <p>【主な事業（R3～R7）】</p> <p>老朽危険空き家除却費補助事業 など</p>
<p>11 地域文化の振興等</p>	<p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財については、常に収集保存を図り、無形民俗文化財や伝統行事については、保持団体への支援や大学機関等の活動と連携し、キリコや神輿等の担い手不足を解消するなど、存続継承を図る。また、町民に貴重な文化財や伝統行事をより認識してもらうために、観光ボランティアを養成し、既存施設の充実を図る。 <p>【主な事業（R3～R7）】</p> <p>芸術文化の推進及び鑄物館運営事業（文化協会補助、町文化財の調査・保存、資料館・鑄物館運営費等） など</p>
<p>12 再生可能エネルギーの利用の推進</p>	<p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、家庭用太陽光発電施設の設置に対して補助を行うなど、町民の環境に対する意識の高揚を図り、再生可能エネルギーの普及に取り組む。

	<p>・事業者に対しては、県及び関係市町と連携し、適正な手続を行うよう指導するとともに、自然環境を保護し、地域住民の意見に十分配慮するよう求めていく。</p>
--	---